



SMTB年金ニュース

(平成26年10月17日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

免除保険料率の算定等に関する告示及び厚生労働省令の一部改正に係るパブリックコメント手続きの開始

本日(平成26年10月17日)、標題に関して2件のパブリックコメント手続き(*)が開始され、11月17日までの間、告示・省令改正案に対する意見募集が行われております。

当該意見募集は、第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日開催)において、財政の現況及び見通し(厚生年金本体の財政検証結果)が公表されたことに伴う対応に関するものです。

(*) ①<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140258&Mode=0>

(*) ②<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140257&Mode=0>

I. 趣旨及び概要

- ① 財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う各厚生年金基金の免除保険料率適用開始時期(厚生労働大臣が定める月)を、平成27年4月とする。(当該見通しが公表された日の属する月の翌月から1年6か月以内で厚生労働大臣が定める月以降の月分の免除保険料率を、厚生年金基金ごとに厚生労働大臣が決定することとされています)
- ② 解散や他制度への移行(代行返上)に向けた手続きを進めている厚生年金基金(※)については、事務負担軽減の観点等から、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う免除保険料率の算定を不要とすることとする。
(※) 解散計画または代行返上計画を提出した厚生年金基金

II. 対象

- ① 告示
- ② 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595